

平成 19 年 3 月 16 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「税効果会計に関するQ&A」（公開草案）に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○「税効果会計に関するQ&A」について

1. Q3について

監査委員会報告第 70 号におけるその他有価証券の取扱いと本Q&Aの関係について明確にしていきたい。
--

(理由)

監査委員会報告第 70 号「その他有価証券の評価差額及び固定資産の減損損失に係る税効果会計の適用における監査上の取扱い」Iの2では、「その他有価証券については個々の保有目的等に応じてその性格を細分化せず、多様な性格を有するその他有価証券を一括して捉えた上で每期時価評価し、洗替え処理することとされたものであるから、当該時価評価により生じる評価差額については、税効果会計を一括して適用することも認められる」としている。

同Iの2(2)では、「その他有価証券の評価差額のうちスケジューリング不能なものについては、その評価差額を評価差損と評価差益に区分せず、各合計額を相殺した後の純額の評価差損又は評価差益について、繰延税金資産又は繰延税金負債を認識する」と明示している。

今回、Q&Aとしてこれらの取扱いに対して制約を加えることに関し、両者間の関係・整合性をまず明確にすべきと考える。

また、監査委員会報告第 70 号の規定の背景には、多種多様なその他有価証券を保有する業態においては、個別に評価差額をハンドリングすることが実務上容易ではないことが勘案されたものとするが、今回改正においては、この点をどこまで考慮されたものか確認したい。

監査委員会報告第 70 号に基づく現行処理は容認されるべきである。

(理由)

今回の公開草案「税効果会計に関する Q & A」の Q 3 に対する A では、「前期以前に減損処理したその他有価証券については、減損処理後の株価の変動を踏まえて、個々の銘柄ごとに税効果会計を適用することが必要になるため、以下と同様に処理する」とあり、減損処理したその他有価証券については、一括管理を前提とする内容となっていない。

このような前提において、「過年度にその他有価証券の減損処理（税務上は有税処理）を実施し、減損処理後に、その時価が上昇してその他有価証券評価差額金（評価差益）が発生した場合、期末における時価の回復が減損前の価額に達するまでは、繰延税金負債は計上されない」との案が公開草案で示されている。

しかし、銀行業においては、減損処理の有無に係らず、その他有価証券は一括して管理していることから、Q 3 に対する回答で示された会計処理を即座に実施することは、実務上、困難である。

また、従来適正な会計処理と認められていた「減損処理を実施したその他有価証券に関しては、減損後の簿価を基準に、評価差益が発生した場合には、繰延税金負債を計上する」扱いが大きく変更されることになる。この場合の「繰延税金負債の減少」および「その他有価証券評価差額金の増加額」は相当の規模になることも予想される。

会計処理について不明な点を明らかにすべきである。

(理由)

仮に Q 3 が適用されることになった場合でも、今回示された内容では会計処理について不明確な点が多い。このため、(別紙) の内容で各パターンにおける会計処理の考え方を整理したので、その正否につき確認するとともに例示として追加していただきたい。

## 2. 適用時期について

本公開草案の内容については、十分な議論を経たうえで適用されるべきであり、少なくとも平成 19 年 3 月期からの適用は猶予していただきたい。

(理由)

まず、監査委員会報告第 70 号の規定にもかかわらず、期末直前のタイミングで、Q 3 にあるような重要な取扱いが議論のテーマとされ、今期末からの適用という結論に至ったのか経緯をご説明いただきたい。

本来、実質的な会計基準の変更に該当するような重要な内容については、事前に十分な議論が行なわれ、余裕を持って適用されるべきであると考えている。今回の公開草案については、前文で「基本的に従来 of 取扱いを変更する内容は含まれないため平成 19 年 3 月期からの適用とする」旨の記載があるが、上記のとおり重要な内容が含まれることから、少なくとも平成 19 年 3 月期からの適用は猶予していただきたい。

本公開草案は 3 月 2 日に公表され、コメント期限を 3 月 22 日としているが、内容が最終確定するのは 3 月末間際になることが予想され、パブリック・コメントは形式的なものであるとの印象を受けざるを得ない。公開草案の公表時期の妥当性や公開草案の形骸化防止の観点から手続の妥当性について、日本公認会計士協会としてのスタンスを確認させていただきたい。

### 3. Q1 について

A の「判断要件の具体的適用手順(5)」に、記載を追加すべきである。

(理由)

繰越欠損金については 7 年間の課税所得の発生見込額を限度に繰延税金資産を計上できる旨の記載がある。しかし、監査委員会報告第 66 号の会社区分に応じて取扱いが異なると考えられることから、その旨の記載を追加することが望ましいと考える。

A の「適用にあたっての留意点」における役員退職慰労金に係る繰延税金資産の回収可能性を実務に配慮した内容とすべきである。

(理由)

役員退職慰労引当金に係る繰延税金資産の回収可能性については、該当役員の退任時期を内規等に基づいて合理的に見込んだうえで計上する旨の記載がある。しかし、役員 of 退任時期を内規等で定めることは一般的でないと考えられるため、実務に配慮した内容への見直しを行うべきであると考えている。

以 上

Q3の会計処理例示に基づく取扱い

	金額	スケジューリング可能				スケジューリング不能			
		繰延税金資産 (ネット後、 △は負債)	一時差異に係る繰延税金資産 (△は負債)	評価差額に係る繰延税金負債 (△は資産)	評価差額金	繰延税金資産 (ネット後、 △は負債)	一時差異に係る繰延税金資産 (△は負債)	評価差額に係る繰延税金負債 (△は資産)	評価差額金
[1] 税務簿価>財務簿価									
前提	当初簿価(=税務簿価)a	1,000							
	減損処理b	△ 600							
	財務簿価c=(a+b)	400							
	有税残高a-c	600	240	240	0	0	0	0	0
①	時価>税務簿価								
	時価	1,200							
	評価損益	800	△ 80	240	320	480	△ 80	0	80
②	税務簿価>時価>財務簿価								
	時価	800							
	評価損益	400	80	240	160	240	0	0	400
③	財務簿価>時価								
	時価	200							
	評価損益	△ 200	320	240	△ 80	△ 120	0	0	△ 200
[2] 財務簿価>税務簿価(適格再編)									
前提	当初簿価(=税務簿価)a	1,000							
	時価受入b	200							
	財務簿価c=(a+b)	1,200							
	有税残高a-c	△ 200	△ 80	△ 80	0	0	△ 80	△ 80	0
①	時価>財務簿価	1,400							
	評価損益	200	△ 160	△ 80	80	120	△ 160	△ 80	80
②	財務簿価>時価>税務簿価	1,100							
	評価損益	△ 100	△ 40	△ 80	△ 40	△ 60	△ 80	△ 80	0
③	税務簿価>時価	600							
	評価損益	△ 600	160	△ 80	△ 240	△ 360	△ 80	△ 80	0

(実効税率は40%)

注) [1]:Q3の会計処理例に基づく処理事例。

[2]:Q3では、「期末における時価の回復が減損前の価額に達するまで」の場合を対象としているが、これを前提に「財務簿価>税務簿価」の会計処理をまとめた。

[2]の網掛け部分については、②の場合は、スケジューリング不能であっても、将来加算一時差異200の解消時には、評価損失100も同時に解消すると考え、繰延税金負債△40を、また③の場合は、スケジューリング不能であっても、将来加算一時差異200の解消時には、評価損失600のうち200までに係る繰延税金負債△80を、それぞれ計上できるとも思われるため、考え方を確認したい。